

議案第 130 号

三豊市豊中コミュニティセンター条例の一部改正について

三豊市豊中コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 24 年 12 月 4 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市豊中コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

三豊市豊中コミュニティセンター条例（平成 18 年三豊市条例第 173 号）の一部を次のように改正する。

本則（第 1 条、第 10 条第 2 号、第 12 条第 2 号及び第 14 条を除く。）中「施設」を「センター」に改める。

第 15 条を第 17 条とし、第 14 条の次に次の 2 条を加える。

（指定管理者による管理）

第 15 条 市長は、センターの管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）にセンターの管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) センターの維持、管理及び軽易な修繕に関する業務
- (2) センターの利用の許可及び制限に関する業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める業務

3 前 2 項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、第 4 条、第 5 条及び第 9 条から第 13 条第 1 項までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

（利用料金）

第 16 条 市長は、センターの管理を前条の規定により指定管理者に行わせる場合において、センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の場合において、利用料金は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、別表で定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。

3 指定管理者は、市長の承認を得て定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

別表中「冷暖房つき」を「冷暖房の使用料を含む」に改め、同表備考 2 中「施設」

を「センター」に改める。

附 則

この条例は、平成２５年１月１日から施行する。

【議案第130号関係】

三豊市豊中コミュニティセンター条例(平成18年三豊市条例第173号) 一部改正 新旧対照表 (抄)

改正後 (案)	現 行
(管理運営) 第3条 市長は、三豊市豊中コミュニティセンター(以下「<u>センター</u>」という。)の管理運営を行い、設置目的を円滑かつ効果的に達成するため、必要な職員を置く。 (休館日等) 第4条 <u>センター</u>の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。 (1)・(2) 略 (利用の承認) 第5条 <u>センター</u>を利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。 2 市長は、前項の承認(以下「利用承認」という。)を与える場合において、<u>センター</u>の管理運営上必要があるときは、その利用について条件を付することができる。 (目的外利用等の禁止) 第8条 利用者は、<u>センター</u>を利用承認を受けた目的以外に利用し、その全部若しくは一部を転貸し、又はその権利を他に譲渡してはならない。 (特別設備の設置等の承認) 第9条 利用者は、<u>センター</u>の利用に当たって特別の設備を設け、又は特殊な物件を搬入しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。 2 略 (利用等の不承認) 第10条 略 (1)・(2) 略 (3) その他<u>センター</u>の管理運営上支障があると認める場合 (承認の取消し等) 第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用承認等の条件を変更し、<u>センター</u>の利用の停止を命じ、又は利用承認等を取り消すことができる。 (1)～(5) 略 (入館の制限等) 第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、<u>センター</u>に入館しようとする者の入館を禁じ、又は<u>センター</u>に入館している者に<u>センター</u>の利用の停止若しくは<u>センター</u>からの退館を命じることができる。 (1)・(2) 略 (3) その他<u>センター</u>の管理運営上支障があると認める場合 (原状回復) 第13条 <u>センター</u>を利用した者は、<u>センター</u>の利用を終了したとき、又は前条の規定により<u>センター</u>の利用の停止を命じられ、若しくは第11条の規定により利用承認を取り消されたときは、直ちにその利用場所を原状に回復し	(管理運営) 第3条 市長は、三豊市豊中コミュニティセンター(以下「<u>施設</u>」という。)の管理運営を行い、設置目的を円滑かつ効果的に達成するため、必要な職員を置く。 (休館日等) 第4条 <u>施設</u>の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。 (1)・(2) 略 (利用の承認) 第5条 <u>施設</u>を利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。 2 市長は、前項の承認(以下「利用承認」という。)を与える場合において、<u>施設</u>の管理運営上必要があるときは、その利用について条件を付することができる。 (目的外利用等の禁止) 第8条 利用者は、<u>施設</u>を利用承認を受けた目的以外に利用し、その全部若しくは一部を転貸し、又はその権利を他に譲渡してはならない。 (特別設備の設置等の承認) 第9条 利用者は、<u>施設</u>の利用に当たって特別の設備を設け、又は特殊な物件を搬入しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。 2 略 (利用等の不承認) 第10条 略 (1)・(2) 略 (3) その他<u>施設</u>の管理運営上支障があると認める場合 (承認の取消し等) 第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用承認等の条件を変更し、<u>施設</u>の利用の停止を命じ、又は利用承認等を取り消すことができる。 (1)～(5) 略 (入館の制限等) 第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、<u>施設</u>に入館しようとする者の入館を禁じ、又は<u>施設</u>に入館している者に<u>施設</u>の利用の停止若しくは<u>施設</u>からの退館を命じることができる。 (1)・(2) 略 (3) その他<u>施設</u>の管理運営上支障があると認める場合 (原状回復) 第13条 <u>施設</u>を利用した者は、<u>施設</u>の利用を終了したとき、又は前条の規定により<u>施設</u>の利用の停止を命じられ、若しくは第11条の規定により利用承認を取り消されたときは、直ちにその利用場所を原状に回復して返還し

て返還しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

- 2 センターを利用した者が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを代行し、その費用をその者から徴収する。

(賠償)

第14条 略

(指定管理者による管理)

第15条 市長は、センターの管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)にセンターの管理を行わせることができる。

- 2 前項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) センターの維持、管理及び軽易な修繕に関する業務

(2) センターの利用の許可及び制限に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める業務

- 3 前2項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、第4条、第5条及び第9条から第13条第1項までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(利用料金)

第16条 市長は、センターの管理を前条の規定により指定管理者に行わせる場合において、センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

- 2 前項の場合において、利用料金は、第6条第1項の規定にかかわらず、別表で定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。

- 3 指定管理者は、市長の承認を得て定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表(第6条関係)

使用料(冷暖房の利用料を含む・1時間当たり)

(単位：円)

利用時間	午前9時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
利用区分		
1階会議室	400	500
調理室	400	500
2階大研修室	1,200	1,500
和室研修室1	200	250
和室研修室2	200	250
全館	2,400	3,000
CDカラオケ		500

備考

1 略

2 市長がセンターの運営に支障がないと認めたときは、利用許可時間を超過して利用することができる。

なければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

- 2 施設を利用した者が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを代行し、その費用をその者から徴収する。

(賠償)

第14条 略

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表(第6条関係)

使用料(冷暖房つき・1時間当たり)

(単位：円)

利用時間	午前9時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
利用区分		
1階会議室	400	500
調理室	400	500
2階大研修室	1,200	1,500
和室研修室1	200	250
和室研修室2	200	250
全館	2,400	3,000
CDカラオケ		500

備考

1 略

2 市長が施設の運営に支障がないと認めたときは、利用許可時間を超過して利用することができる。この

る。この場合の使用料は、超過時間1時間につき使用料の3割増とする。この場合において、1時間未満の端数は30分以上をもって1時間とみなす。

3・4 略

場合の使用料は、超過時間1時間につき使用料の3割増とする。この場合において、1時間未満の端数は30分以上をもって1時間とみなす。

3・4 略